

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年2月25日)

【件名】

- 1 鳥取県子どもの貧困対策推進計画 第二期(案)のパブリックコメントの実施について
(福祉保健課) ··· 1
- 2 第7回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について
(障がい福祉課) ··· 2
- 3 鳥取県ロビジョン相談窓口の開設について
(障がい福祉課) ··· 3
- 4 「鳥取県医師確保計画」及び「鳥取県外来医療計画」のパブリックコメントの実施について
(医療政策課) ··· 4

福 祉 保 健 部



鳥取県子どもの貧困対策推進計画 第二期（案）のパブリックコメントの実施について

令和2年2月25日
福祉保健課

子どもの貧困対策の推進に関する法律（以下、「法」）第9条第1項に定める都道府県計画として、平成27年3月に策定した「鳥取県子どもの貧困対策計画（以下、「第一期計画」）」の計画期間の5年間が令和2年3月をもって終了します。

のことから、法改正（令和元年9月施行）、子供の貧困に関する大綱（以下、「大綱」。令和元年11月策定）を踏まえ、令和2年度から5年間を計画期間とする「鳥取県子どもの貧困対策推進計画第二期（案）（以下、「第二期計画（案）」）を作成し、以下のとおりパブリックコメントを実施しています。

1 意見募集期間 令和2年2月13日（木）～令和2年3月4日（水）

2 第二期計画（案）の概要

（1）趣旨

児童の権利に関する条約の精神にのっとり、現在から将来にわたって、全ての子ども達が夢や希望をもって成長していくける鳥取県を目指して、地域や社会全体で子どものことを第一に考えた貧困対策を充実・強化し、市町村や様々な機関と連携して包括的に推進する。

（2）計画期間 令和2年度から令和6年度まで（ただし、期間中であっても必要に応じて見直す。）

（3）基本的方針

大綱の内容を勘案し、次の分野横断的な3つの基本方針を定める。

【基本方針】○親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援の推進

○支援が届かない又は届けにくい子ども・世帯の早期の把握および支援の推進

○市町村や様々な機関と連携した取組の推進

（4）具体的施策

第一期計画の取組成果と課題を踏まえ、本県の地域実態に即した県独自施策を盛り込み、各分野の施策を一層強化して推進する。

＜主な具体的施策（下線部…新規施策。★…大綱にはない県独自施策）＞

分類		取組内容
教育の支援	学校を中心とした取組	○スクールソーシャルワーカー等による相談・支援体制整備 ○不登校対策、中退防止、学び直し支援の強化
	地域を中心とした取組	○子どもの学習支援の推進 ○家庭教育支援の推進
	関係機関との連携	○コミュニティスクールや地域学校協働活動等学校と地域の連携推進 ○成育ステージ(乳幼児、学齢期、卒業後)に応じた連携体制の構築★
生活の安定のための支援	家庭の生活の安定に資する支援	○保育の確保 ○生活困窮世帯の包括的支援 ○住まいに関する支援 ○こども食堂の拡大・内容充実★
	子ども・若者への支援	○児童養護施設入所者・退所者の自立支援 ○若者の職業的自立支援
支援	困難を抱える家庭・子どもを早期に把握・支援するための連携	○市町村子ども家庭総合支援拠点の整備 ○地域と行政が一体で困難な家庭・子どもへ“支援を届ける”アウトリーチの推進★
保護者の職業生活安定・向上のための就労支援		○所得向上、職業と家庭の両立のための支援 ○ひとり親家庭への能力開発及び就労への支援
経済的支援	修学への経済的支援	○授業料等支援(私立中学・高校含む★)、奨学金の給付又は貸付 ○高校生通学費助成★ ○フリークール等に通う児童生徒の通学経費等支援★
	生活に係る経済的支援	○保育無償化 ○小児医療助成★ ○養育費の確保の推進

（5）目標指標（28指標 → 30指標）

第一期計画における指標（目標達成したもの除去）に加え、大綱で新たに掲げられた指標、具体的施策の進捗に係る指標等を追加

＜新指標の例＞○子どもの貧困対策計画の策定市町村数（R1年度：2市町村 → 目標 19市町村）

○高校生の通学費助成の実施市町村数（R1年度：10市町村 → 目標 19市町村）

○養育費の決め割合（H30年度：母子家庭 36.8%、父子家庭 13.9% → 目標ともに 50%）

3 今後の予定

3月19日 常任委員会へのパブリックコメントの実施結果報告

3月中 第二期計画の策定

第7回全国高校生手話パフォーマンス甲子園の開催日の決定について

令和2年2月25日
障がい福祉課

下記のとおり「第7回全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を9月27日（日）に倉吉未来中心で開催します。大会開催に向けて、5月18日（月）から7月3日（金）まで出場チームの参加申込み受付を行います。

記

1 期日

令和2年9月27日（日）

2 会場

倉吉未来中心 大ホール（鳥取県倉吉市馳経寺町212-5）

3 概要

（1）目的

ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生することができる社会を築く「鳥取県手話言語条例」の理念を実現すべく、全国の高校生が手話言語を使った様々なパフォーマンスを繰り広げる場をつくり発信することにより、多くの人に手話言語の魅力や手話言語が優れた意思及び情報伝達手段であることを実感してもらうとともに、手話言語とパフォーマンスを通じた交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的に、「全国高校生手話パフォーマンス甲子園」を“手話の聖地”鳥取県で開催する。

（2）主 催 手話パフォーマンス甲子園実行委員会

（3）共 催 鳥取県、公益社団法人 鳥取県聴覚障害者協会

（4）特別協賛 日本財団

（5）特別協力 一般財団法人 全日本ろうあ連盟

（6）出 場 予選審査を通過した15チーム

（7）演技内容

手話言語を使った歌唱、ダンス、演劇、ポエム、コント、落語、漫才などのパフォーマンス

（8）予選参加申込み

5月18日（月）から7月3日（金）まで ※7月17日（金）が予選審査動画の提出締切

4 今後の主な日程

5月18日（月）～7月3日（金）参加申込み受付

7月17日（金） 予選審査動画の提出締切

7月30日（木）及び31日（金）予選審査会及び結果発表

9月26日（土） リハーサル、交流会

9月27日（日） 本大会

【参考：過去の大会】

大会名	日付	場所
第1回大会	平成26年11月23日（日・祝）	鳥取県立生涯学習センター 県民ふれあい会館
第2回大会	平成27年 9月22日（火・休）	米子市公会堂
第3回大会	平成28年 9月25日（日）	倉吉未来中心
第4回大会	平成29年10月 1日（日）	とりぎん文化会館
第5回大会	平成30年10月 7日（日）	米子コンベンションセンター
第6回大会	令和 元年 9月29日（日）	とりぎん文化会館

鳥取県ロービジョン相談窓口の開設について

令和2年2月25日
障がい福祉課

鳥取県内のロービジョン者、その家族や支援者からの生活、医療、福祉等に関する相談等に対応するため、相談支援の拠点として、鳥取大学医学部附属病院内に『鳥取県ロービジョン相談窓口』を設置し、令和2年2月17日（月）に関係者が出席して開設式を行いましたので、報告します。

※ロービジョンとは、視力障がいのうち、視覚による社会生活は可能だが著しく不自由な状態。

世界保健機関（WHO）は、両眼に矯正眼鏡を用いて測定し、視力が0.05以上0.3未満をロービジョンと定義している。（出典：社会福祉用語辞典）

1 開設式の概要

（1）日 時 2月17日（月）午前9時から午前9時20分まで

（2）場 所 鳥取大学医学部附属病院 外来棟

（3）出席者 鳥取県知事 平井 伸治

鳥取大学医学部附属病院 副病院長兼眼科科長、教授 井上 幸次 氏

ロービジョン当事者（一般社団法人鳥取県障がい者スポーツ協会会長） 福留 史朗 氏

鳥取県眼科医会 会長 神鳥 高世 氏

社会福祉法人鳥取県視覚障がい者支援センター（相談支援担当） 赤星 亨 氏

鳥取県立鳥取盲学校 校長 藤田 則恵 氏

2 相談窓口の概要

（1）相談時間等

毎週月曜日、火曜日

午前9時から午前11時まで

（2）対応者等

当面、看護師等が電話による対応を行い、
相談者の症状を聞き、特に支援を必要とする者については相談室で面談。

（3）電話番号

080-9433-5279

※県及び県視覚障がい者支援センターの
ホームページ等で周知。

関係者による看板かけ



（4）相談内容等

- 視機能の低下により、読み書き、仕事、学業、家事など生活の様々な場面で不安や困難を抱える鳥取県内のロービジョン者やその家族等に対する相談等の支援を行う。
- ロービジョン者等の生活、医療や福祉等に関する課題解決のため、鳥取県視覚障がい者支援センター等の関係機関・団体と連携して助言等を行う。
- また、ロービジョン者等の就学や就労に関する課題解決のため、特別支援学校に配置されている特別支援教育コーディネーター等と連携して、必要な配慮・支援を行う。

「鳥取県医師確保計画」及び「鳥取県外来医療計画」のパブリックコメントの実施について

令和2年2月25日
医療政策課

「医療法及び医師法の一部を改正する法律」により、本年度中に策定を求められている「鳥取県医師確保計画」及び「鳥取県外来医療計画」について、医療関係者や学識経験者等に意見を聴きながら、次のとおり計画案をとりまとめ、このたび、パブリックコメントを実施しています。

1. 意見募集期間

令和2年2月21日（金）～3月2日（月）

2. 計画の概要

（1）策定趣旨

- ①鳥取県医師確保計画：地域間の医師偏在の解消等を通じ、地域の医療提供体制を確保する。
- ②鳥取県外来医療計画：無床診療所の開設状況が都市部に偏っている、救急医療提供体制の構築等の医療機関の連携の取組が個々の医療機関の自主的な取組に委ねられていること等の課題に対応する。

（2）位置づけ 鳥取県保健医療計画の一部としての位置づけ

（3）計画期間 令和2年4月から令和6年3月までの4年間（その後3年毎に見直し）

（4）計画の内容

①鳥取県医師確保計画

項目	内 容		
鳥取県の位置づけ	医師偏在指標による区域の分類は設定しない。 ※医師少数・多数都道府県、医師少数・多数区域は、国が全国を一定の条件により機械的に算出した医師偏在指標に基づき上位1/3、下位1/3を区分し設定するものであり、国の基準では鳥取県は医師多数県、西部医療圏は医師多数区域に区分されるが、当県としては計画に定めず、県及び医療圏の実情に基づき医師確保の方針、施策を策定する。		
医師少数スポットの設定	東部医療圏	鳥取市佐治町、岩美町、若桜町、智頭町	
	中部医療圏	三朝町	
	西部医療圏	南部町、大山町、日南町、日野町、江府町	
	※医療法において、二次医療圏内の区域で医師の確保を特に図るべきものとして知事が定める区域…過疎地（全域指定）及び現在県から医師派遣を行っている区域を設定する。		
医師確保の方針	鳥取県：若手医師の一層の養成・確保、勤務環境改善等による医師確保を行う。 二次医療圏：東部及び中部医療圏への西部医療圏からの医師派遣や医師少数スポットに対する大学病院及び自治医卒業医師等の派遣による医師確保。		
医師確保に向けた施策	鳥取県保健医療計画（平成30年4月策定）の施策を基本とする。		
産科における医師確保計画			
医師確保の方針	鳥取県：若手医師の一層の養成・確保を行う。 二次医療圏：東部及び中部医療圏への西部医療圏からの医師派遣をする。		
医師確保に向けた施策	鳥取県保健医療計画（平成30年4月策定）の施策を基本とする。		
小児科における医師確保計画			
医師確保の方針	鳥取県及び二次医療圏：若手医師の一層の養成・確保を行う。		
医師確保に向けた施策	鳥取県保健医療計画（平成30年4月策定）の施策を基本とする。		

②鳥取県外来医療計画

項目	内 容
鳥取県の位置づけ	<ul style="list-style-type: none"> 外来医師偏在指標は、全国を一定の条件により機械的に算出したものであり、地理的条件等、地域の実情を反映したものとは言えないことから、参考値として取り扱う。 外来医師多数区域は、国が外来医師偏在指標に基づき、全二次医療圏の中で上位1／3を区分したものであり、本県としては設定しない。
新規開業者等への情報提供及び対応等	検討すべき機能（初期救急・在宅医療・公衆衛生）に係る現状を分析する。
医療機器の効率的な活用	<ul style="list-style-type: none"> 医療機器の配置状況・共同利用施設の状況を分析する。 対象機器：CT、MRI、PET、放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）、マンモグラフィ 調整人口あたり台数（国設定）等を掲載する。 地域の医療ニーズを踏まえ、地域ごとの医療機器の配置状況を医療機器の種類毎に指標化する。
各保健医療圏の状況	<p>地域で必要な外来医療機能・医療機器の共同利用方針等を検討（圏域別）する。</p> <p>①外来医療提供体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 検討すべき機能（初期救急・在宅医療・公衆衛生）の圏域別状況を分析する。 地域で必要な外来医療機能について、新規開業者へ協力依頼を行う。 <p>②医療機器の共同利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療機器の配置状況・共同利用施設の圏域別状況を分析する。 対象機器購入時、共同利用について医療機関へ協力依頼を行う。

3. 今後のスケジュール

- 2月 パブリックコメントを実施
- 3月 鳥取県地域医療対策協議会等においてパブリックコメント等の意見を反映した計画の最終案を審議
鳥取県医療審議会に諮問、答申
- 4月 計画の施行

